

地域未来交付金(地域未来推進型)
交付要綱
(インフラ整備事業(道路整備事業))

令和 7 年 4 月 1 日
国 都 街 第 276 号
国 道 環 第 196 号

(最終改正)令和 8 年 4 月 7 日
国 都 街 第 127 号
国 道 環 第 135 号

国土交通事務次官

第1 通 則

地域未来交付金制度要綱(令和8年2月4日付け府地創第 30 号、府地事第 54 号内閣府事務次官通知、7農振第 2446 号農林水産事務次官通知、20260127 財経第2号経済産業事務次官通知、国総政第 54 号国土交通事務次官通知、環政総発第 2602032 号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。)第6 1 3)に定める地域未来推進型(以下「交付金」という。)のインフラ整備事業の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成 12 年総理府・建設省令第9号。以下「国土交付規則」という。)、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付対象

1 交付対象となる事業

交付金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、次に掲げるものとする。ただし、二については、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成 22 年3月 26 日付け国官会 2317 号国土交通事務次官通知)第6第2号の規定を準用する。この場合において、「社会資本整備総合計画」とあるのは「地域未来推進型実施計画」と、「基幹事業と一体」とあるのは「本要綱第2 1 一の事業と一体」と、「基幹事業が」とあるのは「事業が」と、「社会資本整備総合交付金」とあるのは「交付金」と、「基幹事業に」とあるのは「本要綱第2 1 一の事業に」と読み替えるものとする。

- 一 一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕に関する事業
- 二 上記事業と一体的に実施する次に掲げる事業

- (1) 関連社会資本整備事業
- (2) 効果促進事業
- (3) 社会資本整備円滑化地籍整備事業

2 事業主体

事業主体は、地域再生法(平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下単に「認定地方公共団体」という。)等とする。

3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、認定地方公共団体とする。ただし、社会資本整備円滑化地籍整備事業については、認定地方公共団体が実施する社会資本整備円滑化地籍整備事業に対して経費の負担を行う都道府県とする。

第3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、国土交付規則の規定に基づき国土交通大臣が行うものとする。ただし、第6 3の規定に基づき、交付された交付金が、インフラ整備事業のうち、当初予定されていた対象事業(以下「当初予定事業」という。)以外のインフラ整備事業(以下「他の事業」という。)に充てられる場合には、当該当初予定事業に係る交付金の交付の決定を行った大臣が所管するものとする。

第4 交付金の交付期間

国土交通大臣が認定地方公共団体及び都道府県に対し交付金を交付することができる期間は、地域未来推進型実施計画(以下「実施計画」という。)ごとに当該計画に基づき対象事業が実施される年度から起算して、原則5年以内とする。

第5 交付限度額

第7に規定する国の負担割合の補正前の交付金の限度額(以下「交付限度額」という。)は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \sum (A \times B)$$

A : 実施計画に記載されている対象事業ごとの経費

B : 実施計画に記載されている対象事業ごとに別表1の国の負担割合に掲げる割合

第6 単年度交付額

1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額(以下「単年度交付額」という。)は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

単年度交付額＝交付限度額×C－D

C：実施計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金が交付される年度の年度末において見込まれる対象事業の進捗率

D：算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率：対象事業に係る総事業費に対する執行业業費の割合

2 事業の進捗率の変更

事業主体は、実施計画に記載されている事業に係る事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額（第7に規定する引上額を含む。）すべてについて、1の規定により算出される額にかかわらず、当該事業整備に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

3 交付金の他の事業への充当

事業主体は、単年度交付額（第7に規定する引上額を除く。）の 1/2 未満の範囲で、かつ同一実施計画内の他の事業の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を同一実施計画内の他の事業に要する経費として充てることができる。

ただし、当初予定事業の所管省庁と他の事業の所管省庁の協議が整った場合に限る。

また、当初予定事業又は当該他の事業の関連事業として社会資本整備円滑化地籍整備事業を実施する場合は、同事業に対して経費の負担を行う都道府県との協議が整った場合に限る。

第7 国の負担割合の補正

交付金を充てて実施する事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和 36 年法律第 112 号。以下「負担特例法」という。）第2条第1項に規定する適用団体が行う後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 258 号）第1条各号に該当するものについては、負担特例法に準じて国の負担額を上げることとし、当該引上額を明らかにした上で、第6 1に規定する単年度交付額と合わせて交付するものとする。

第8 指導監督交付金

国土交通大臣は、都道府県に対し、工事費（工事雑費を除く。）と別に、指導監督交付金（都道府県知事が認定地方公共団体である市町村に対して行う指導監督事務に要する経費をいう。）を交付することができる。

第9 交付申請

適正化法第5条及び適正化法施行令第3条、国土交付規則の規定に基づく交付金の交付に係る申請については、交付金の交付を受ける者（以下「交付申請者」という。）は、毎年

度、国土交通大臣が別に定める日までに、国土交通大臣に対し、別に定める交付申請書を提出して行うものとする。

第 10 変更交付申請

- 1 交付申請者は、適正化法第7条第1項及び国土交付規則の規定により承認を受けようとする場合には、国土交通大臣に対し、別に定める変更交付申請書を提出するものとする。
- 2 実施計画に定められた交付申請対象事業については、実施計画の要素事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものは、適正化法第7条第1項第3号の軽微な変更とし、第1項本文の規定にかかわらず、事業の内容に関する変更申請を要しない。

第 11 申請の取下げ

交付申請者は、適正化法第9条第1項により申請を取り下げる場合には、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、国土交通大臣に対し、別に定める申請取下書を提出するものとする。

第 12 遂行状況報告

- 1 適正化法第12条の規定による遂行状況の報告については、交付申請者は、毎会計年度の4月1日から11月30日までの期間についての状況を取りまとめ、当該年度の12月20日までに、国土交通大臣に対し、別に定める遂行状況報告書を提出して行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、交付申請者が交付金について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について(昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知)に係る報告を地方整備局(北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局)に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。
- 3 第1項による報告のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣は交付申請者に対して当該交付金の遂行状況について報告を求めることができる。

第 13 実績報告

- 1 適正化法第14条及び国土交付規則第9条第1項の規定に基づく報告については、交付申請者は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、国土交通大臣に対し、別に定める実績報告書を提出して行うものとする。なお、適正化法第14条後段の規定による報告は、国土交付規則の規定により、交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までにを行うものとする。

- 2 ただし、国土交通大臣が前項の期日によることができない困難な特別の事由があると認められた場合には、同項の報告の期日は、事業の完了の日が属する年度の翌年度の6月 10 日までとすることができる。

第 14 交付金の経理

事業主体及び交付金の交付を受ける都道府県は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 本要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 地方創生道整備推進交付金交付要綱(平成 28 年4月 20 日付け 28 農振第 150 号農林水産事務次官通知、国道環安第8号国土交通事務次官通知。以下「旧要綱」という。)は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき行われている継続事業で、令和6年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧要綱は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 4 令和6年度末までに法第5条第 15 項の認定を新たに受けた地域再生計画に記載されている第5条第4項第1号ロに規定する事業の実施については、当該地域再生計画の計画期間が終了するまでの間、なお従前の例による。

附 則(令和8年4月7日付け国都街第 127 号及び国道環第 135 号)

- 1 本要綱は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 本要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている継続事業で、令和7年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、なお従前の例による。

別表1

道路事業においては、以下の通りとする。

新設に関する事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、表1の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて算定するものとする。

表1

事業	率
道路法第 50 条第1項に規定される事業	道路法第 50 条第1項に定める負担の割合
道路法第 56 条に規定される事業	道路法第 56 条に定める補助の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和 34 年政令第 17 号)第1条第3項第1号及び第2号に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第3項に定める負担の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第2条第2項第1号及び第2号に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第2条第2項に定める補助の割合
道路の修繕に関する法律(昭和 23 年法律第 282 号)第1条第1項に規定される事業	道路の修繕に関する法律の施行に関する政令(昭和 24 年政令第 61 号)第1条第2項に定める補助の割合
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成 12 年法律第 148 号)第7条第1項に規定される事業	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法別表(第7条関係)に定める負担又は補助の割合
水源地域対策特別措置法(昭和 48 年法律第 118 号)第9条に規定される事業	水源地域対策特別措置法別表(第9条関係)及び附則第3項、第5項、第6項、並びに水源地域対策特別措置法施行令(昭和 49 年政令第 27 号)第6条及び附則第2項に定める負担又は補助の割合
成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和 45 年法律第7号)第3条に規定される事業	成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律別表(第3条関係)、並びに成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和 45 年政令第 28 号)第3条及び第4条に定める負担又は補助の割合
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和 55 年法律	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令(昭和 55 年政令第 156 号)第5条に定める負担又は補助の割合

第 60 号)第5条に規定される事業	
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和 41 年法律第 45 号)第6条第2項及び第3項に規定される事業	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第6条第2項及び第3項に定める負担又は補助の割合
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第6条に規定される事業	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第6条に定める負担又は補助の割合
道路法施行令第 34 条の2の3第1項第1号及び第2項に規定される事業	道路法施行令第 34 条の2の3第1項及び第2項に定める補助の割合
道路法施行令第 34 条の2の3第3項に規定される事業	道路法施行令第 34 条の2の3第3項に定める補助の割合
沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 105 条に規定される事業	沖縄振興特別措置法施行令(平成 14 年政令第 102 号)別表(第 32 条関係)に定める負担又は補助の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第4項に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第4項に定める負担の割合
離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第7条に規定される事業	離島振興法別表(第7条関係)に定める負担又は補助の割合
奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第6条に規定される事業	奄美群島振興開発特別措置法施行令(昭和 29 年政令第 239 号)別表(第1条関係)に定める負担又は補助の割合
共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和 38 年法律第 81 号)第 22 条第2項に規定される事業	共同溝の整備等に関する特別措置法第 22 条第2項に定める負担又は補助の割合
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第 39 号)第 22 条第2項に規定される事業	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 22 条第2項に定める負担又は補助の割合
土地区画整理法第 121 条に規定される事業	土地区画整理法第 121 条に定める負担の割合

改築又は修繕に関する事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、表2に定める国費率を乗じて算定するものとする。なお、道路局所管補助事業採択基準等(平成 13 年3月 30 日付け国道総第 589 号)、街路・交通連携推進事業採択基準、公共団体等区画整理補助事業実施要領(平成 21 年 11 月 11 日付け国都市第 25-2号)、組合等区画整理補助事業実施要領(平成 21 年 11 月 11 日付け国都市第 25-2号)、又は市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準に定める基準に適合する事業については、表1の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて算定することができる。

表2

	地方公共団体	引上率 δ		
		1.00	1.01~1.09	1.10~
一	沖縄県の区域内の地方公共団体	指定区間外国道・県道の改築・修繕 市町村道の改築・修繕		9.0/10(※1) 8.0/10(※2)
二	奄美群島の地域内の地方公共団体	指定区間外国道の改築 指定区間外国道の修繕及び県道又は市町村道の改築・修繕		8.0/10(※3) 7.0/10
三	北海道の区域内の地方公共団体(防雪又は凍雪害の防止に関する事業を実施する地方公共団体を除く。)		6.0/10	5.5/10 $\times \delta$
四	離島の地域内の地方公共団体(一から三までに掲げるものを除く。)	6.0/10		6.0/10 $\times \delta$ (※4)
五	その他の地方公共団体	5.5/10(※5)		5.5/10 $\times \delta$

※1 市街地再開発事業に係る改築又は県道の改築のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項第5号に係るものについては、8/10。

※2 土地区画整理事業に係る改築については、9/10。

※3 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項各号に係るものについては、7/10。

※4 δ が1.17 以上の場合において、指定区間外国道の修繕に係るもの、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項各号に係るもの及び市町村が行うものについては、7/10。

※5 地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)第 10 条第1項の規定による普通交付税の交付を受けていない都府県等(都府県又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第1項の市をいう。)により行われるものについては、5/10とする。

注1)防雪又は凍雪害の防止に関する事業(上記一、二、四に掲げるものを除く。)については、道府県が行うものにあつては 6.0/10 $\times \delta$ 、市町村が行うものにあつては 6.0/10とする。

注2) δ は地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和 36 年法律第 112 号)第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町

村においては、財政力指数が0.46未満の市町村(以下「適用団体」という。)については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

(小数点第二位未満は切り上げ)

なお、財政力指数は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とする。

関連社会資本整備事業に係る当該年度の基礎額は、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第2章第1の規定を準用する。

効果促進事業に係る当該年度の基礎額は、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第2章第2の規定を準用する。この場合において、「表1-(1)-4」とあるのは「本要綱別表1表3」と、「表1-(1)-1」とあるのは「本要綱別表1表1」と読み替えるものとする。

表3

	引上率 δ	
	1.00	1.01～
率	5.5/10(※)	5.5/10 × δ

※ 地方交付税法(昭和25年法律第211号)第10条第1項の規定による普通交付税の交付を受けていない都府県等(都府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市をいう。)により行われるものについては、5/10とする。

注) δ は地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が0.46未満の市町村(以下「適用団体」という。)については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

(小数点第二位未満は切り上げ)

なお、財政力指数は、地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とする。

社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る当該年度の基礎額は、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第2章第3の規定を準用する。